

宅配水形、浄水器形ウォーターサーバーについて

令和5年10月1日 初版

一般社団法人 日本宅配水&サーバー協会

○ウォーターサーバーとしての分類

宅配水形ウォーターサーバーは電気用品安全法上の位置付けとして、温水を作る機能の部分と冷水を作る機能部分の2つから構成される複合電気用品、若しくはどちらか一方を有するものであり、宅配水（水ボトル）を供給する装置のことを言います。近年、水道水をろ過して温水や冷水を供給する浄水器形ウォーターサーバーが取り扱われるようになっていますが、電気用品安全法上は異なる分類となるものもあります。

○使用する飲用水の違いによる分類

【宅配水形】

宅配水製造工場で、清涼飲料水（ミネラルウォーター類）を製造しボトルに充填しています。

ミネラルウォーター類は、原料となる水が食品製造用水（飲用適の水）の基準を満たしていることが前提であり、食品衛生法によりミネラルウォーター類の成分規格、また処理方法等が定められています。

宅配水製造工場は食品等事業者として、注① HACCPに沿った衛生管理の実施が必要です。

【浄水器形】

水道水を、設置されたウォーターサーバーで浄水します。

水道設備より直接サーバーに接続して使用するサーバーは、水道法による管理が定められております。水道水は水道法第4条に基づく水質基準が定められています。水道水をタンクに貯水して浄水する浄水器形ウォーターサーバーは、食品衛生法の管理基準となります。水道水または水道水の水質基準に適合した水以外は、使用しないよう注意喚起が記載されています。（井戸水や湧き水などが該当します。）

○供給方法による分類

【宅配水形】

宅配された清涼飲料水のボトルをユーザーがウォーターサーバーにセットして利用します。

【浄水器形】

水道直結形（受圧形）：水道設備からウォーターサーバーに直接供給できるように予め工事して利用します。

給水タンク形：水道蛇口から容器等にて、水道水をウォーターサーバーに充填して利用します。

供給する水の衛生管理はユーザーに委ねられます。

《参考》管理基準

ミネラルウォーター類の基準（食品衛生法）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11121000/000350842.pdf>

ミネラルウォーター類は原料となる水が食品製造用水（飲用適）の基準を満たしていることが前提であり、この原水を衛生的に処理してボトルに充填した製品の基準がこちらになります。

水道水の水質基準（水道法）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/kijun/kijunchi.html>

水道水は河川、湖沼などの水を活用し、浄水場で殺菌消毒した水道水を水道管を通して移送するため、ミネラルウォーター類とは規格が異なります。

注①「HACCP（ハサップ）」は、アメリカのアポロ計画の中で宇宙食の安全性を確保するために発案された衛生管理手法です。その後、食品業界に評価されたことをきっかけに次第に世界に広がり、いまでは衛生管理の国際的な手法となりました。「HACCP」の意味ですが「Hazard（危害）Analysis（分析）Critical（重要）Control（管理）Point（点）」の頭文字をとってできた造語です。